

報道機関 各位

記者発表資料
 平成21年3月19日(木)
 お問い合わせ先：企画調整課
 担当：清水・国本
 電話：829-1035
 内線：2116・2117

「つなが竜ヌウ」 一般開放

「つなが竜ヌウ」がどなたでも使用できるようになりますー

「つなが竜ヌウ」は、「さいたま市施策PRキャラクター」として、市の施策や事業を市民の皆様へ伝える役割を担ってきましたが、市民等の間にもかなり浸透し、使用の要望も寄せられておりますことから、今後は、より広く活用していただくため、平成21年4月1日より、名称を「さいたま市PRキャラクター」とし、どなたでも使用できるようにいたします。

1 使用手続き

原則として、申請なしでどなたでも使用できますが、営利を目的とする場合は、申請及び四半期ごとの販売状況報告をしていただきます。

2 使用できない場合

次のいずれかに該当する場合は使用できません。

- ・さいたま市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- ・自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- ・特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- ・法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- ・そのほか、その使用が著しく不適当と市長が認めた場合

3 使用方法

市ホームページにデザインデータ、マニュアル等を掲載します。
 ダウンロードの上ご使用ください。

【さいたま市ホームページ掲載データ】

- ・ヌウデザインバリエーション各種（全55種類）
- ・さいたま市PRキャラクターデザインマニュアル
- ・さいたま市PRキャラクターつなが竜ヌウ使用取扱要綱 など



4 「つなが竜ヌウ」グッズ

市では、ヌウ関連グッズを作成しています。グッズの種類、配布対象者は以下のとおりです。

グッズの種類	配布対象者
ぬいぐるみ(ヌウぐるみ)	さいたま市「ふるさと応援」寄附において、5万円以上の寄附をしていただいた方
携帯ストラップ	さいたま市の表彰において受賞された方など